

入札監理小委員会の審議結果報告

政府所有米穀の販売等業務

農林水産省の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

- ・ 平成 22 年 10 月より国の現業的業務を廃止し、国が買い入れた米（国内産備蓄米及び M A 米）を一定規模の委託単位にまとめた上で、販売までの間に必要な保管、運送、とう精、カビ確認等の一連の業務を包括的に民間事業者へ委託。その後、平成 23 年度契約分より民間競争入札を導入（公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において新規の事業として選定）。
- ・ 契約期間は約 6 年間で毎年新たな契約を締結していることから、今回の審議が 6 回目となるが、評価は未実施（平成 23 年度契約分の期間が平成 29 年 3 月末までとなっていることから、初回の評価は平成 28 年度前半に実施予定）。
- ・ 平成 25 年度契約までは販売手数料のみを入札対象としてきたが、平成 26 年度契約より保管経費を追加するとともに、物品管理手数料について入札による販売手数料と同額を適用。平成 27 年度契約からは、販売手数料と物品管理手数料を統合し、「取扱手数料」として入札対象とした。なお、入札対象としたもの以外の経費は、農林水産省が算定した定額が支払われてきた。

2. 昨年度までの入札監理小委員会での審議を踏まえた対応について

これまで定額で支払ってきた運送経費について、新たに入札対象に追加。

具体的には、「落札者決定に用いる価格」の算式を以下のとおり変更。（資料 1-1 P10）

$$\begin{aligned}
 & \text{保管経費入札単価（円／期・トン）} \times 1,160 \text{ 万トン・期（国内産米穀保管予定積数）} \\
 & + \text{取扱手数料入札単価（円／トン）} \times 60 \text{ 万トン（国内産米穀及び外国産米穀の販売予定数} \\
 & \quad \text{量並びに国内産米穀保管予定数量（5カ年分））} \\
 & + \text{加工原材料用運送経費入札単価（円／トン）} \times 4 \text{ 万トン（加工原材料用販売予定数量）} \\
 & + \text{飼料用運送経費入札単価（円／トン）} \times 23 \text{ 万トン（飼料用販売予定数量）}
 \end{aligned}$$

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

運送経費を新たに入札対象に追加する点に関連し、パブリック・コメントにおいて意見が出され、それに対する対応方針の中で、「受託事業者が外国産米穀の加工原材料用販売に取り組まず、飼料用に販売するという事態は適切ではありませんので、そのような事態の発生を招かないようにするための措置を別途検討する」としているが、具体的にどのように対応するのかを明確にすべきではないか。

※パブリック・コメントにおける意見（趣旨）

加工原材料用としての需要を無視し、受託する外国産米穀を全て飼料用として販売することを考える応募者がいた場合、当該業務の入札段階から加工原材料用の販売を考慮しないため、加工原材料用運送経費入札単価を極端な低価格で応札し、公正な入札が阻害される恐れがある。そのため、「落札者決定に用いる価格」の算式において、加工原材料用と飼料用の運送経費入札単価を一括にしたらどうか。

【対応】

入札時に受託者が加工原材料用に販売する予定として記載した数量については、仮に

飼料用に販売することとなった場合であっても、加工原材料用の入札単価を乗じた金額を支払う旨を追記。(資料 1-1 P3)

【論点 2】

新たに入札対象とする運送経費の入札単価の単位を「円／トン・km」としない理由は何か。「円／トン」とするのであれば、事業者が運送経費を見積もるに当たり、距離の目安が必要になるが、具体的にどのような情報をどのように明示するのかを明確にすべきではないか。

【対応】

これまでの実績から想定している平均運送距離（加工原材料用：100 km、飼料用：150 km）を入札公告時に明示。

4. パブリック・コメントの対応について

平成 28 年 1 月 26 日から 2 月 8 日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、1 者から 1 件の意見が寄せられたが、事業主体としては、上記のとおり【論点 1】に係る対策を講ずることで、加工原材料用と飼料用の運送経費入札単価は別々のままとした。

以上